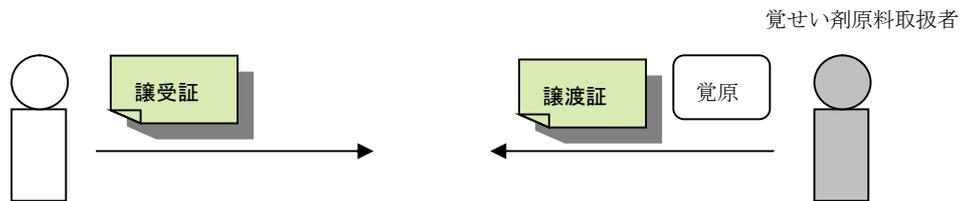


覚せい剤原料の保管管理について

薬局や病院において、医薬品である覚せい剤原料を取り扱う場合には、覚せい剤取締法の適用を受けることとなります。病院や薬局において、医師・歯科医師等が施用のために覚せい剤原料を交付する場合や、薬剤師が医師の処方せんに基づき調剤した覚せい剤原料を患者に譲り渡す場合には、覚せい剤原料取扱者の指定を受ける必要はありません。

○譲受・譲渡

覚せい剤原料を譲り受ける場合は、予め覚せい剤原料譲受証を相手方(覚せい剤原料取扱者)に交付するか、又は譲受証と引き換えに覚せい剤原料譲渡証と医薬品である覚せい剤原料を相互に交換し、譲受証・譲渡証は2年間保存しなければなりません。(覚せい剤取締法30条の9, 10)



また、覚せい剤原料取扱者の指定を受けていない薬局では、次の場合を除いて覚せい剤原料を譲り渡すことができません。

- ①処方せんにより薬剤師が調剤した覚せい剤原料を当該処方せんを所持する者に交付する。
- ②薬局等を廃止した場合(廃止後、覚せい剤原料所有数量等の報告が必要です)、その所有する覚せい剤原料を薬局等の廃止後30日以内に、他の薬局等に譲渡する。

- ・覚せい剤原料は返品できません。また、無断で廃棄することもできません(廃棄の手続きが必要です。)
- ・薬局開設者の変更や店舗の建て替え時にも、覚せい剤原料を無断で新店舗に移動することはできません。(譲受・譲渡の手続きが必要です。)

○保管

次の方法により保管して下さい(覚せい剤取締法第30条の12)

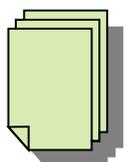


鍵をかけた場所で保管すること。(鍵をかけた場所とは施錠設備のある倉庫・薬品庫等のほかロッカー・金庫等の保管設備のことです。)

※保管庫は原則専用のものが望ましいです。ただし専用保管庫でない場合には、他の物と区別して保管し、医薬品である覚せい剤原料を他の物と間違えるなどの事故に十分気を付けて下さい。

○管理・記録

覚せい剤原料の所在、移動を明確にするとともに、事故等の発生を未然に防止し、管理の徹底を図るため、病院・薬局ごとに帳簿を備え、次の事項を記載することが望ましいです。



①譲り渡し、譲り受けた覚せい剤原料の品名・数量・年月日

譲り渡しを受けた年月日は、譲渡証に記載された年月日を記入し、譲渡証の年月日と現物の受け入れ年月日が異なる場合は、帳簿備考欄に現物を受け入れた年月日を記入して下さい。

②事故の届出をした品名・数量・年月日

③廃棄した覚せい剤原料の品名・数量・年月日

※帳簿は最終記載の日から2年間保存するよう努めて下さい。

○帳簿の記載例

品名	エフピー錠 2.5mg		単位	100T
年月日	受入	払出	在庫数量	備考
H18.○.○	100T			(株)○○薬品 浜田営業所 製造番号 ○○○○○
H18.△.△		28T	72T	島根太郎
H19.○.○		5T	67T	事故届 (H19.○.○)
H19.△.△		67T	0	廃棄届 (H19.△.△)

○医薬品である覚せい剤原料

成分名	商品名	備考
エフェドリン	塩酸エフェドリン末	10%以下含有の製剤を覚せい剤原料から除く
メチルエフェドリン	塩酸メチルエフェドリン末	10%以下含有の製剤を覚せい剤原料から除く
セレギリン	塩酸セレギリン(エフピー錠)	

※10%以下の塩酸エフェドリン散、塩酸メチルエフェドリン散については覚せい剤原料から除外されます。

※上記リストは2005年度版日本医薬品集をもとに作成したものです。現在製造販売されている医薬品である覚せい剤原料全品目の掲載を保証するものではありません。